【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

**第一条の七の三**　法第二条第四項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。

一　取引所金融商品市場における有価証券の売買

二　法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。）の売買

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

**第一条の七の三**　法第二条第四項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。

一　取引所金融商品市場における有価証券の売買

二　法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。）の売買

（改正前）

（新設）